

件 名	近隣都市との水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定の締結について
経過・現状 政策課題	<p>【課題】 災害や大規模な水道事故が発生し、又は発生するおそれがあるときに迅速かつ円滑に災害対応が実施できるよう、平時から近隣都市との相互応援体制を構築しておく必要がある。</p> <p>【経過】 災害時等における周辺都市との連携を図るため、水道水の相互融通を行う緊急連絡管をすでに設置している富田林市と平成28年3月に災害時等相互応援に関する協定を締結した。</p>
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】 周辺都市とのさらなる連携強化のため、緊急連絡管をすでに設置している高石市、大阪狭山市及び松原市と相互応援体制を構築する。</p> <p>(1) 協定名：堺市・高石市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定 相手方：高石市 締結予定日：平成29年2月3日(金)</p> <p>(2) 協定名：堺市・松原市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定 相手方：松原市 締結予定日：平成29年2月10日(金)</p> <p>(3) 協定名：堺市・大阪狭山市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定 相手方：大阪狭山市 締結予定日：平成29年2月13日(月)</p> <p>≪協定内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水に必要な役務 ・ 応急復旧に必要な役務、資機材の提供 ・ その他の応援を必要とする役務
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺都市との水平連携による広域連携の推進 ・ 災害や大規模な水道事故への対応力強化
関係局との 政策連携	危機管理室

堺市・市 水道事業に係る 災害時等相互応援に関する協定書（案）

堺市（以下「甲」という。）と市（以下「乙」という。）は、水道事業に係る災害時等の相互応援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が災害や大規模な水道事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）において応援協力するため、その活動を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（相互応援）

第2条 甲又は乙は、災害時等においては、次に掲げる事項について相互応援を行う。

- （1）応急給水に必要な役務
- （2）応急復旧に必要な役務及び資機材の提供
- （3）その他応援を必要とする役務

（事務局）

第3条 本協定に基づく事務局は、甲にあつては上下水道局経営管理部総務課とし、乙にあつては課とする。ただし、以後に部署名の変更等があった場合は、実質的に業務を承継している部署が事務局となる。

（応援要請）

第4条 応援要請は、法令その他別段の定めがあるものを除き、前条に定める事務局を通じて行うものとする。

2 前項の応援要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請することとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）応急給水を受けようとするときは、水量、場所、期間その他必要事項
- （2）応急復旧を受けようとするときは、これに要する資機材の品目及び数量、応援職員の職種及び人数並びにこれらの配置場所、応援の期間その他必要事項
- （3）その他応援を受けようとするときは、これに要する必要な事項

（応援経費の負担及び納付）

第5条 第2条に掲げる応援に要した経費は、原則として、応援要請側が負担する。ただし、応援要請側が負担する経費は、応援側の請求により納付する。

（資機材の返納について）

第6条 応援要請側は、応援側から借り受けた資機材について、速やかに応援側の指定する場所へ返納する。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、災害時等における相互応援の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について情報を交換する。

- （1）資機材の備蓄状況
- （2）施設又は設備の整備状況
- （3）その他応援に必要な情報

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成30年3月末日までとする。

ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、災害時等に迅速な連絡が取りあえるよう、連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に連絡責任者を定め、それぞれの事務局へ通知しなければならない。

3 前項の連絡責任者に変更があった場合は、それぞれの事務局へ通知しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

甲 堺市

堺市上下水道事業管理者

出 未 明 彦

乙